

## 【法人税】中小企業経営強化税制について

平成28年7月より施行された「中小企業等経営強化法」により、認定を受けた一定の資産については固定資産税（償却資産税）が3年間、1/2になるという税制が創設され、適用されている方も多くいらっしゃるかと思います。

一方で法人税においては、生産性向上設備投資促進税制が平成29年3月末をもって終了します。その後の設備投資についての減税措置の目玉となりそうなのが、平成29年度税制改正で決定予定の「中小企業経営強化税制」です。

従前の生産性向上設備投資促進税制と大きくは変わらず、今までは中小企業投資促進税制の上乗せ措置としての対応であった即時償却制度が独立して創設された制度となります。

なお税制の内容としては、一定の中小企業者が平成29年4月1日～平成31年3月31日までに一定の要件（下図参照）を満たす資産を取得し、事業に供した場合に**即時償却又は税額控除**の税制措置を受けられるものです。

税制の適用を受けるためには、投資計画の作成等が必要な場合があったり、対象資産や対象業種が限られていたり、複雑な点も多いため、4月以降に設備投資をお考えの方は事前にご相談いただければ、適用の可否や資産取得までのスケジュールをご案内致します。

また、固定資産税の減税措置との併用の可否や、計画等の提出期限等ははまだ明らかになっていないため、今後わかり次第更新させていただきます。

類型	生産性向上設備	収益力強化設備
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置（160万円以上） ◆測定工具および検査工具（30万円以上） ◆器具・備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）	◆機械・装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具・備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業 →電気業、娯楽業、医療保険業以外はほとんど適用できるものと思われます	
その他要件	生産等設備を構成するものであること（本社等を除く）、国内への投資であること、中古・貸付資産でないこと	
税制措置	即時償却又は7%税額控除（資本金3千万円以下は10%）	

（出典：中小企業庁HP）

## 3月の手続き・申告期限

対象	手続き	期限
法人	1月決算法人の確定申告	H29年3月31日
	7月決算法人の中間申告	H29年3月31日
個人	平成28年分所得税の確定申告	H29年3月15日
	平成28年分消費税の確定申告	H29年3月31日
	国外財産調書の提出	H29年3月15日
	平成28年分贈与税の申告	H29年3月15日
	青色申告の承認申請	H29年3月15日
	2月分源泉所得税の納付	H29年3月10日
法人個人	消費税の年税額が400万円超の4月・7月・10月決算法人、個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告	H29年3月31日
	1月・4月・7月・10月決算法人、個人事業者の3ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告	H29年3月31日

## 今月の独り言

はじめまして。第一弾THREEニュースでは、簡単に税理士法人THREEのご紹介を！

社名の通り、税理士3名で立ち上げた会計事務所です。平成29年1月12日に設立したてはやほやです。

メンバーは、松本雄二（まつもとゆうじ・34歳）、三輪峻之（みわたかゆき・33歳）、吉岡俊哉（よしおかしゅんや・30歳）。3人とも前職（株）AGSコンサルティング）で出会い、意気投合、独立に至りました。

若さと爽やかさと程よい馴れ馴れしさを持ち合わせた、ハイブリッド型会計事務所です。

爽やかさ溢れるHPも公開中です。是非一度ご覧ください！

（吉岡俊哉）



松本

三輪

吉岡

## 税理士法人THREE

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-10 宝栄ビル301

TEL : 03-6261-5692 FAX : 03-6800-5584

Email : [info@three-tax.com](mailto:info@three-tax.com) URL : <http://three-tax.com/>

